

令和4年奈良県広域消防組合議会第1回定例会会議録

令和4年2月25日（金曜日）午後2時35分 開会

議事日程

令和4年2月25日（金曜日）午後2時35分 開議

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議長諸報告
日程第 4 管理者行政報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 報第 1号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
日程第 7 議第 1号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議第 2号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議第 3号 奈良県広域消防組合職員退職手当基金条例の制定について
日程第10 議第 4号 令和3年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）について
日程第11 議第 5号 令和4年度奈良県広域消防組合一般会計予算について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

2番 内田 智之 君	3番 小澤 晃 広 君
4番 村上 清司 君	5番 大西 亘 君
6番 亀井 雅之 君	7番 古川 芳明 君
8番 窪 佳秀 君	9番 中南 太一 君
10番 吉川 幸喜 君	11番 西脇 洋貴 君
12番 伴 吉晴 君	13番 今中 富夫 君
14番 梅野 美智代 君	15番 西井 覚 君
16番 川田 裕 君	18番 南 正文 君
19番 泉谷 隆夫 君	21番 橋本 正博 君
22番 仲本 博文 君	23番 原山 大亮 君
24番 東川 裕 君	25番 森本 吉秀 君

欠席議員（3名）

1番 大橋基之君 17番 堀川季延君
20番 水本昭博君

地方自治法第121条の規定により出席した者

管理者	亀田忠彦君	代表副管理者	平井康之君
副管理者	並河健君	副管理者	角谷喜一郎君
副管理者	福岡憲宏君	副管理者	岡下守正君
消防長	寺崎至亮君	副消防長	和田利和君
組合事務局長	勝本英一郎君	総務部長	田宮正史君
人事部長	表貴司君	警防部長	徳永達也君
予防部長	的場豊君	会計管理者	古川恵三君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長	山口勝啓君	議会事務局次長	長塚典義君
議会事務局課長	北嘉文君	議会事務局課長補佐	林秀明君
議会事務局課長補佐	横矢猛君		

午後2時35分 開会

○議長（川田 裕君） ただいまより、令和4年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を開催いたします。

なお、天理市の大橋基之議員、広陵町の堀川季延議員、大淀町の水本昭博議員から、欠席の届けがございます。

議員定数25名中、本日の出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

管理者開会挨拶

○議長（川田 裕君） 日程に先立ちまして、管理者からご挨拶の申出がございますので、これをお受けいたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほどの全員協議会に引き続きまして、本日ここに令和4年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本会議では、報告1件、条例改正・制定案3件、令和3年度補正予算案、そして令和4年度当初予算案を上程させていただく予定となっております。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川田 裕君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行したいと思
います。

日程第1 会期の決定

○議長（川田 裕君） 日程第1、会期の決定について、お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたし
ました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（川田 裕君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

奈良県広域消防組合議会会議規則第67条の規定により、12番、伴吉晴議員、21番、
橋本正博議員を指名いたします。

日程第3 議長諸報告

○議長（川田 裕君） 日程第3、議長諸報告については、令和3年度10月分から12月
分までの例月出納検査の結果について監査委員より提出があり、それぞれの写しを配付し
ておりますので、ご清覧願います。

これをもって議長諸報告を終わります。

日程第4 管理者行政報告

○議長（川田 裕君） 日程第4、管理者行政報告をお受けすることにいたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 行政報告につきましては、令和3年10月から12月末までの
主要な事業につきまして、お手元に配付しております行政報告をご清覧いただきますよう、
よろしくお願いを申し上げます。

日程第5 一般質問

○議長（川田 裕君） 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

質問通告が来ておりますので、お手元に配付をしております一般質問通告一覧表に従っ
て発言を許します。

なお、1回目の質問は答弁席で行いますが、2回目以降は自席からの発言をお願いした
いと思います。

8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） それでは、発言の許可をいただきましたので、8番、五條区分、窪
佳秀の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染者の救急搬送状況について。

新型コロナウイルス陽性者患者の救急搬送に長時間を要する事案があると聞いております。どのような状況であるのかお尋ねいたします。なお、自席からの質問とさせていただきます。

○議長（川田 裕君） 徳永警防部長。

○警防部長（徳永達也君） 警防部長の徳永でございます。8番、窪議員からご質問のございました、新型コロナウイルス感染者の搬送状況についてお答えいたします。

昨年1年間、救急出動件数の総数は4万9,674件でございました。そのうち、1.5%に当たる735件が新型コロナウイルスの陽性者の搬送でございました。それが今年、年が明けまして2月20日までの間、救急出動件数6,975件のうち330件、全体の4.7%がコロナ搬送になっております。昨年より増加していることがうかがわれます。

また、ご質問にありました、搬送に長時間を要している状況でございますが、国の定義で、病院への問合せが4回以上、現場滞在時間が30分以上要した事案を救急搬送困難事案と指定されておりますが、今年に入りまして総数の6.2%に当たる429件がそれに該当いたしております。昨年1年間、最長現場滞在が4時間40分という事案もございました。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 今、件数について説明を受けたわけでございますけれども、国の方といたしておかしいですけれども、先ほど搬送困難事例というような形の報告があつて、先ほど行政報告の中でも特にこの2月に入ってから増えておるとことが報告されておったわけですが、当然として県内の感染者数、これが増加すれば救急件数というのは増えてくる。ただ、救急出動しても受入れ体制がスムーズにいかないと、先ほどの答弁がございましたとおり、4時間以上5時間弱の救急出動の時間になっておるとこと。これは大阪市も先日から報道されておりますけれども、そういう例があるわけでございます。4時間40分をかけて搬送した救急患者のその後の経過というのは分かりませんが、万一の場合に、本当にこれだけの時間を要していますと大変なことになってくるかと思えます。

住民というのは、救急車を呼ぶときにはほとんどが重篤の場合が多くて、そしてまた、救急車が来ればすぐに医療機関に搬送してくれていると思っているのがほとんどかと思えます。ただ大切なことは、ふだんから県であるとか、そして各医療機関との連携が本当に大切であろうかと思えます。そこで、収容医療機関の現状と消防機関との連携についてお伺いいたします。

○議長（川田 裕君） 徳永警防部長。

○警防部長（徳永達也君） 警防部長の徳永でございます。引き続き、8番、窪議員のご質問にございました、医療機関の現状と消防との連携についてお答えをいたします。

今年に入りまして、県内7つの医療機関から、一時的にはありますが、救急の受入れができないというようなご連絡をいただいております。2次医療機関が院内のコロナ対応で非常に苦慮しておられるということが感じられる状況ではございますが、3次医療機関は重篤患者の受入れについて体制を維持していただいております。

また各病院は、救急の受入れが可能な診療科目をe-MATCHというシステムに入力

いただいております。救急隊はタブレットでその情報を活用しまして、病院の手配に生かしております。

また、保健所も業務がかなり逼迫している状況がうかがわれまして、電話が繋がらないというような状況もございましたが、県の方に要望して、消防から保健所へのホットラインを開設いただきました。

議員からご指摘のありましたとおり、今後とも関係機関と連携を密にしまして、円滑な救急業務の遂行に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 色んな連携をしているということですがけれども、先ほどもありましたけれども、今現在では搬送時間の最長としては4時間40分というようなことになっておるとい形の中で、色んな形の中で構築、考えて、そしてまた連携していくと思うんですがけれども、やはり日々これだけ感染者が増加する中で、やはり医療機関の状況や、そして保健所の状態とか、日々変わっていくと言ったらおかしいですがけれども、変化しているだろうと推測されます。常に状況の把握を行いまして、やはり連絡を密にして、関係機関にこれは要望しなくてはならないというような形のことがあるとなれば、間髪を入れずに行っていただくようお願いいたしたいなと思います。

そうしたら、次に、新型コロナウイルス感染者の現状と勤務体制についてお伺いいたします。今、全国的に新型コロナウイルス、これはオミクロン株が中心に今なっておりますけれども、感染力が強く驚異的に拡大しておるといような状況でございます。奈良県におきましても多くの感染者数が報告されております。各事業所、そして職域では感染者が増加して、業務に支障が出てきているとの報道も聞こえてくる場所があります。その中において、広域消防組合職員の感染者と、そして濃厚接触者数の現状についてお伺いいたします。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員のご質問にお答えいたします。

今ありました、当組合の新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触者数の状況であります。令和3年度4月から12月までの累計ですが、陽性者は14名、濃厚接触者は38名になっております。

そして、令和4年になりまして、1月、2月は感染者数が急激に増えております。1月は陽性者が19名、濃厚接触者が51名、2月は陽性者が34名、濃厚接触者が60名となっております。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 今、感染者数等を報告していただいておりますけれども、これは日々によって変わってくると思うんですがけれども、ただ今年になって、1月は先ほども報告ございましたけれども、陽性者、そしてまた濃厚接触者、これを合わせて70名の方になっておると。そして2月は、今現在ですけれども、両方合わせて94名という形のことでありまして、本当に感染力が強いと言われているオミクロン株のことですから、

当然として消防隊員、消防職員の中でも特に感染者と接する救急隊員、そしてまた家庭内感染による感染者が引き続き今後も増加することが予想されます。職員の感染者等に対する対応についてお伺いいたします。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員のご質問にお答えいたします。

職員の感染者等に対する対応ですが、まず救急活動時は、全救急事案に対して感染防止着の上着とズボン、ゴーグル、感染症対応用のマスク、手袋を装着しているため、当組合の職員が現状におきまして救急活動でコロナウイルスに感染した事案はございません。また、庁舎等での業務中においても、感染防止についてしっかり行うように、例えばですが消毒の方法、昼食時の黙食の推進、そして定期的な強制換気を促すために庁舎内放送を活用したりして、細やかに指導しているところでございます。そして、業務外においても、やはり消防職員ということでありますので、密になる場所等への不要不急の外出自粛等を文書で定期的に発出しているところでございます。

次に、感染防止対策を行っている中で、職員が感染した場合の対応です。PCR検査等で感染が確定した職員には、その所属において感染した職員の行動記録等をしっかり取り、それを基に保健所と協議して濃厚接触者を特定しております。また、感染した職員の行動記録を基に、職場内の施設等の消毒をしっかりし、濃厚接触者への自宅待機などの指示を行っております。なお、感染した職員の療養後の回復後は、保健所の指示に従いしっかりと注意をして業務復帰をさせている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） もちろん組合の方でも感染症対策、今述べていただきましたけれども、万全の対策を取っていただいておりますということもございますけれども、ただ、職場復帰の場合も、これ今現在の先ほどの答弁では保健所の指示に基づくというような答弁でございましたけれども、やはり組合庁内の中でも、さらにそういう職場復帰の場合にどういうふうにしたら職場復帰ができるかということも、庁内でさらに今後も検討していただくようお願いいたします。

そしてまた、職員の感染者が増加いたしますと職場の勤務体制、これが難しくなるのが現状かと思えます。全国の消防機関では消防力の低下時の勤務体制、これにそれぞれ本当に苦勞しておるということを報道されておりますけれども、感染者数の拡大による消防力の低下した場合の勤務体制、これはどういうふうになっておるのか、お伺いいたします。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。引き続き8番、窪議員のご質問にお答えします。職員の感染者が拡大した場合の勤務体制についてお答えさせていただきます。

必要な業務を優先的に、かつ効率的に実施するための計画であります新型インフルエンザ等感染症対応業務継続計画、こういうのがございまして、これに基づき業務の継続を行っているところでございます。例えば、現場の出動体制を維持するために、毎日勤務者を交代制勤務へ変更したり、また交代制が3部制になっております、その勤務間で人員調

整をして欠勤者が出たところへ補充するというところら辺、それから、我々みたいな本部に勤務する者、それとかコロナウイルス感染があまりされていないところ、そういう場所から応援による業務継続する計画としております。広域消防組合は広域化のスケールメリットを生かして十分に対応できているところでございます。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 今答弁にありましてとおり、これが本当に、消防が組合消防になって、色んな数々のメリットがあるわけでございますけれども、その中で最大のメリットが今も申し上げていただきましたですけれども、部隊運用の運用が容易にできることになったということが最大のメリット、そしてまた、補強がスムーズにできる、これも最大のメリットであろうかと思えます。

ただ、消防職は専門職の職域が多く、特に救急隊員には資格も必要なことから、簡単に他の部署からの配属、これが困難であろうかと考えます。一般市民は救急車が来れば常に救急救命士であるとか、そういう資格を持った者が乗っておるといような感覚でございます。そしてまた、職員にお聞きいたしましたら、職員にもこの補充に対して多くのしわ寄せが生じておると、負担がかかっているといようなことを聞いております。今後どのような感染症が発生するかもわかりませんし、そしてまた、消防力の低下がどんどん進んでいくかと考えられます。万一の場合に備え、今から対策を講じておく必要があると考えます。

私の、これは提案ですけれども、まず、全国では検討しておるところもあるかもわかりませんが、特に救急隊につきましてはそういう資格者が要ることから、退職者で資格を持っている人に協力を求めてという考え方ですけれども、その中において退職者に意向を説明して、そして登録しておくことによりまして、万一の場合に協力を求めることができる体制、これを構築しておけばいいのではないかと考えるわけでございますけれども、今現在の中において、この消防力ではピンチになってくるかもわかりませんが、これがチャンスに変える絶好の機会であろうかと考えます。そういう考えの下に、今後検討していただきたいと思うわけでございますけれども、考えをお伺いいたします。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員のご質問にお答えします。

消防力を確保し現場活動を維持することは、我々消防職員の重要な使命と認識しております。なお、現行では特殊な技能や資格保持者について、例えば今、窪議員がおっしゃったような救急救命士の資格者、そして通信指令業務経験者などをリストアップしまして、万が一、人員不足になった場合は即応できるように、そのような職員へ実地研修等を行っております。

そして、消防職員の退職者、OBの災害有事の際の活用については、法的な問題もクリアするところが多分あると思えます。コロナ禍という災害時であるからこそ新たな体制を考える機会とも感じます。公安系の他団体の現況状況、総務省等の情報を得るなどの研究をさせていただきたい所存でございます。

以上となります。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 全国的にはまだまだ実施しているところが、やっておるとい、やりつつあるといところは情報としてあるわけでございます。だから、やってできないことはないかなと思ひますし、そして救急救命士制度、これがなつてからもうかなりの年数がされて、その方々が退職されているのが毎年毎年増えてきておるのが現状かと思ひます。1人養成するのに当時は800万ぐらゐの経費がかかつたかと思ひます。そんな方々に本當に協力を願ふことによつて、火災の場合は地元の消防団であるだとか、色んな形の中の協力を得ることができるといわけでございますけれども、救急活動といのはなかなか、一般人がそれに対する協力といのができないのが現状であらうかと思ひます。

やはり今後の、今のこのコロナ禍だけじゃなしに、今後の消防力の低下の際にも役立つ、そういうような組織体制に広域組合が全国の先端となつて検討していただくように強く要望いたしたいなと思ひます。

住民が安心・安全に暮らせ、そして信頼される消防を目指して取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川田 裕君） 以上で8番、窪佳秀議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これより議案の審議に入ります。

日程第6 報第1号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（川田 裕君） 日程第6、報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、管理者の報告を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告につきまして、現場活動中において発生した損傷事故等に係る損害賠償の額の決定についての報告でございます。

議案書の1ページ、報第1号のとおりご報告をさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

日程第7 議第1号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（川田 裕君） 日程第7、議第1号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、管理者の説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第1号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

参考資料と書かれております冊子の1ページをお開きください。

改正の理由でございますが、人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に

関する法律等の一部を改正する法律が閣議決定されましたので、当組合職員の関係条例についても同様に改正を行うものでございます。

改正内容は、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職の職員の場合で期末手当を年間0.15月分引き下げること、また令和4年6月に支給する期末手当は特例措置として、令和3年12月に支給された期末手当の額から職員の区分に応じてそれぞれの割合を乗じて得た額を減じるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（川田 裕君） ただいまの説明に対しまして、質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 討論はないようでございますので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第1号、奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 異議なしと認めます。よって、議第1号は原案どおり可決いたしました。

日程第8 議第2号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（川田 裕君） 日程第8、議第2号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第2号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

参考資料の4ページをご覧ください。改正内容について、条例の失効期日、令和4年3月31日を令和5年3月31日に改正するものでございます。

この条例は令和4年3月31日までの時限条例でありましたが、オミクロン株の感染拡大を中心とした新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、救急活動時における隊員の感染可能性も必然的に増大することが予想されること、また全国的に3回目のワクチン接種が始まっており、当消防組合も救急救命士が打ち手として構成市町村からの要請に応じる必要があることから、引き続き令和5年3月31日までの1年間、期限の延長を提案するもの

でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（川田 裕君） ただいまの説明について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） ございませんので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第2号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 異議ないようでございますので、議第2号は原案どおり可決をいたしました。

日程第9 議第3号 奈良県広域消防組合職員退職手当基金条例の制定について

○議長（川田 裕君） 日程第9、議第3号、奈良県広域消防組合職員退職手当基金条例の制定について、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第3号、奈良県広域消防組合職員退職手当基金条例の制定について、ご説明を申し上げます。

参考資料の6ページをご覧ください。

当組合職員の退職に伴い発生する退職手当に必要な財源を確保するため、また構成市町村の負担を平準化することで、安定的な財政運営を図ることを目的として、退職手当基金条例の制定を提案するものでございます。なお、施行期日は令和4年3月1日からとするものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（川田 裕君） ただいまの説明について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） ないようでございますので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第3号、奈良県広域消防組合職員退職手当基金条例の制定について、原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決いたしました。

日程第10 議第4号 令和3年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）について

○議長（川田 裕君） 日程第10、議第4号、令和3年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）について、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第4号、令和3年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算書・補正予算に関する説明書と書かれたものをお願い申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15億1,775万円を追加し、予算の総額をそれぞれ158億2,708万3,000円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず歳入ですが、7款、繰入金、補正額12億5,960万5,000円、8款、繰越金、補正額2億5,734万5,000円、10款、組合債、補正額80万円でございます。

4 ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款、総務費、補正額2億7,269万1,000円、3款、消防費、補正額12億4,505万9,000円でございます。

続きまして右のページ、第2表、地方債補正でございます。起債の目的は消防庁舎整備事業、限度額は80万円とするものでございます。

続きまして10ページをお願いいたします。歳入の詳細でございます。

7款、繰入金は財政調整基金の繰入れでございまして、各市町村で持ち分管理がされておりました基金分を一旦市町村に返還する目的で繰入れを行うものでございます。

8款、繰越金は、令和2年度の決算剰余金のうち、6月に2分の1は基金へ積立てをいたしましたでしたが、残り分は予算化されておりましたので、繰越金として予算化をするものでございます。

10款、組合債は、高田消防署のトイレ改修工事について、国から緊急防災・減災事業債の拡充の通知がありましたので、対象となる部分80万円について追加補正をさせていただくものでございます。

続きまして12ページ、歳出をお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、補正額2億7,269万1,000円、これは先ほど歳入で説明いたしました市町村へ返還する分として繰入れしました財政調整基金のうち、22節、償還金、利子及び割引料で、今年度の返還を希望されました市町村への返還金と、24節、積立金で令和4年度に返還を希望されました市町村への返還分を再度、財政調整基金に積立てをしまして、令和4年度で返還をさせていただくものでございます。

続いて3款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費でございます。補正額は12億4,

505万9,000円、3節、職員手当等で職員の早期退職に伴う退職手当金等で4,641万1,000円、24節、積立金としまして、目的基金積立金、これは庁舎・設備整備基金へ1億3,000万円の積立てと、先ほど歳入で市町村へ返還する分として繰入れをいたしました財政調整基金を返還は行わずに、退職手当基金に積立てを希望された市町村分、合計10億6,864万8,000円でございます。

以上、令和3年度一般会計補正予算の説明でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（川田 裕君） ただいまの説明について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 討論もないようでございますので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第4号、令和3年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決いたしました。

日程第11 議第5号 令和4年度奈良県広域消防組合一般会計予算について

○議長（川田 裕君） 日程第11、議第5号、令和4年度奈良県広域消防組合一般会計予算について、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第5号、令和4年度奈良県広域消防組合一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算書・予算に関する説明書に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず1ページ、議第5号をお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ145億1,521万9,000円と定めております。

3ページをお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算でございます。まず、歳入でございますが、1款、分担金及び負担金、予算額129億7,553万1,000円、2款、使用料及び手数料、予算額477万円、3款、国庫支出金、予算額2,388万円、4款、県支出金、予算額6,822万4,000円、5款、財産収入、予算額675万3,000円、7款、繰入金、予算額3億7,319万2,000円、9款、諸収入、予算額9,196万9,000円、10款、組合債予算額9億7,090万円でございます。

おめくりいただきまして、4ページをお願い申し上げます。

歳出でございます。1款、議会費、予算額114万1,000円、2款、総務費、予算額3億5,110万2,000円、3款、消防費、予算額131億3,962万3,000円、4款、公債費、予算額10億1,135万3,000円、6款、予備費、予算額1,200万円でございます。

続きまして5ページ、第2表、債務負担行為でございます。

消防ポンプ自動車更新事業7,814万2,000円、高規格救急自動車更新事業8,695万6,000円、磯城消防署及び大淀消防署庁舎建設設計業務委託事業、それぞれ5,440万円及び3,000万円、これら4つの事業いずれも期間は令和5年度まででございます。

続きまして6ページ、第3表、地方債でございます。起債の目的は消防施設整備事業、借入限度額は9億7,090万円と定めております。

次のページからは予算事項別明細書となります。主要な部分についてご説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、10ページをお願いいたします。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、消防費分担金でございます。予算額128億7,973万5,000円で、前年度と比較しまして3,222万円の減額となっております。

10ページから13ページの説明欄に各市町村別の分担金が記載されておりますので、ご確認のほどをお願い申し上げます。

続きまして、12ページの中ほどに2項、負担金、1目、特定事業負担金、予算額9,579万6,000円とありますが、これは当初予算にて退職手当基金への積立てを希望されました6市町村の負担金でございます。

次に14ページをお願いいたします。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、消防費国庫補助金、予算額2,388万円、これは緊急消防援助隊に登録をされております救急車2台の更新事業に国の補助金を活用するものでございます。

4款、県支出金、2項、県補助金、1目、消防費県補助金、予算額6,822万4,000円、これは消防広域化に伴いデジタル無線・通信指令システムの整備に必要な事業費のうち、県から頂く補助金でございます。

その下の県委託金は0円、これは県の委託を受けておりました救急安心センター（#7119）の委託事業終了に伴うものでございます。

続きまして16ページをお願いいたします。

7款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金、予算額1億3,511万9,000円、これは退職手当基金への積立てを希望されなかった市村への返還分、2目、庁舎・設備整備基金繰入金、予算額1億2,680万8,000円、これは通信指令システムの部分更新事業へ充当するもの、3目、退職手当基金繰入金、予算額1億1,126万5,000円は退職手当関係費用の財源として繰入れするものでございます。

続いて18ページをお願いいたします。

1番下の10款、組合債、1項、組合債、1目、消防債でございます。予算額9億7,090万円、前年度と比較いたしまして3億980万円の増となっております。これは通信

指令システムの部分更新、車両更新、庁舎建設など投資的経費の財源に充当するもので、緊急防災・減災事業債など、交付税措置が有利な起債を活用させていただくものでございます。

続きまして、歳出でございます。20ページをお願いいたします。

1款、議会費、予算額114万1,000円、前年度とほぼ同額となっております。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、予算額3億5,018万3,000円、前年度と比較いたしまして1億2,727万3,000円の増でございます。増加の理由は25ページをご覧くださいますと、22節の償還金、利子及び割引料で1億3,511万9,000円、退職手当基金への積立てを全額及び一部希望されなかった2つの市村への返還金が主な理由でございます。総務費は主に総務関係経費として、署所の集約した電気代、事務機器等の購入費、保守費用、借上料等に関する経費を計上いたしております。

続いて26ページをお願いいたします。

下段の3款、消防費でございます。1項、消防費、1目、常備消防費、予算額124億7,457万5,000円、主に消防活動に係る費用でございます。前年度と比較いたしまして859万円の減額となっております。常備消防費のうち、職員給与費となる給料、職員手当、共済費で合計108億1,250万8,000円、全体の86.7%を占めております。

続いて31ページをお願いいたします。

12節、委託料1億7,592万9,000円、主なものは説明欄にございます消防救急デジタル無線設備保守点検委託料4,972万4,000円、消防指令システム保守点検委託料9,215万9,000円となっております。

続きまして33ページをお願いいたします。

17節、備品購入費、7億356万4,000円、このうち、公用車購入費として6億7,432万7,000円、これは消防車両の更新でございます、はしご自動車1台、はしご付き水槽自動車1台、消防ポンプ自動車3台、救急自動車7台等、合計15台を更新するものでございます。

24節、積立金、1億5,579万6,000円、内訳といたしましては、今後必要となります庁舎建設等の費用に充てるため、庁舎・設備整備基金積立金へ6,000万円、それと退職手当基金への積立金として6市町村から合計9,579万6,000円の積立金でございます。

次に34ページをお願いいたします。

2目、消防施設費、予算額6億6,504万8,000円、前年度と比較いたしまして1億6,327万8,000円の増でございます。主なものは12節、委託料、6,958万7,000円、磯城消防署及び大淀消防署の庁舎建設に伴う測量・設計・地質調査費用でございます。

14節、工事請負費、5億5,869万2,000円、これは消防救急デジタル無線・通信指令システムの部分更新事業といたしまして4億4,108万6,000円、消防本部庁舎の高圧受変電設備の更新、5,423万円等が主なものでございます。

以上、令和4年度一般会計予算の説明でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（川田 裕君） ただいまの説明につきまして、質疑をお受けいたします。

森本議員。

○25番（森本吉秀君） 25番、森本でございます。

私は、新年度予算の大半を占めます人件費、100億を超えますけれども、この人件費の問題で特に減少、本年度に比べて来年度、16名の職員減となっております。今コロナの問題、それから先ほど御所の市長さんも言われました火災の緊急事態。こういう現場の職員の皆さんの話を聞いていると、もう一杯一杯と。

こういう中で職員の減少というのを本当に今度の予算で提案されていますが、例えば、今コロナの問題で、先ほどの答弁で救急搬送困難、長時間4時間40分という数字を出されました、答弁をされました。これ、4時間40分を超えているのが、この1ヶ月ぐらいでもう既に何件か出ているのではないですか。

○議長（川田 裕君） 徳永警防部長。

○警防部長（徳永達也君） 25番、森本議員の救急搬送困難事案についてご説明いたします。

4時間40分は昨年4月30日に発生した事案でございますが、それ以降、この4時間40分を超える事案はございませんが、昨夜も4時間弱の事案があったのは事実でございます。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） 25番、森本議員。

○25番（森本吉秀君） ちょっと正確な情報ではないので、私もたまたまですけれども、4日前、2月22日、これもたまたま私が病院の診察を夜受けて、そこで診察中に院長さんから、今日も病院に救急車が到着して、救急車で検査をしたらコロナ陽性。それから、その院長の言葉では、もう5時間も6時間も病院の前で救急車が待機して、結局保健所の指示が出ないと。もう今、病院が勝手にコロナの陽性の患者を受け入れられませんから、保健所の指示がないと、指示待ちということで。その先生のお話は5時間、6時間という表現をされました。

正確な時間はそちらでつかんでおられると思いますが、4日前の22日夜です。私9時半頃、病院を帰るときもまだ救急車は止まったままで、こういう時間は別にして、もう数時間も今病院で、この組合の救急隊員が、救急車が病院の前で待機をさせられる。これは、この前も、1ヶ月ぐらい前のテレビでもその病院の院長さんが出られて、何時間も病院の前で救急車が待機をすると。これが常態化していると。

だからもう、今県の保健所の機能が、機能不全に陥って、病院ももちろん医療崩壊に近い状態になっています。これも組合の救急隊員が一分一秒を争って家に患者さんを迎えに行き運んでも、その受入先の保健所や医療のところが詰まっていて。これはもう保健所の問題でいえば、この長い期間にわたって保健所も保健師も減らされていますし、病院の医療の問題も今、桜井の済生会を含めて3つの奈良県の病院が病床削減の対象にされている。だから、やはりマンパワーが減らされるとそういう事態が、今はコロナですから特別の災害時に匹敵するかもわかりませんが。

こういう中で、今度の新年度のこの組合の予算が16人削減ということでいいのかどうかという。コロナはまだまだ、楽観的な見方もありますけれども、一定の期間まだまだ続くということでのそういう見方もあります。それから、先ほども消防長からも最初に報告

された火災の緊急事態。これに災害も加われば、本当に今のこの体制でも、もう現場が回っていかないと。職員の人からは、車両はあるけれども人がいないということも聞いています。だからこの新年度のこの16人、もちろん私たちのようにハローワークに頼んで人を確保するなんていうことはできないわけですから、プロフェッショナルは。だからしっかりとその辺の職員の確保の問題をどう考えておられるのか、ちょっと責任ある立場でお答えいただきたいと思います。

○議長（川田 裕君） 表人事部長。

○人事部長（表 貴司君） 人事部の表でございます。25番、森本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後の職員の採用ということですが、職員数については現在、再任用職員の増加や令和5年度に施行予定しております定年延長制度の導入を改めて検討しているところでございます。予想では、救急需要はさらに伸び、ピークは2030年ぐらいになるということです。この需要に応えるべく、現在の体制を維持していきたいと考えております。

議員のご質問の採用計画についても見直しを行っているところでございますけれども、2030年、令和12年に向け毎年10名から15名の職員の採用を考えております。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） 25番、森本議員。

○25番（森本吉秀君） 42ページに、発足した後の、この7年間ぐらいで採用した職員の条件、給料とかも出ていますけれども、私が聞いているのでは、採用したけれども退職して、若い職員の人。また、他の大阪とかの消防に勤務されている方も。

もちろん条件だけの問題ではないかもわかりませんが、この今、発足後の給与の体系、条件が全国的にどういうレベルかというのは、私はわかりませんが、そういうことも含めて、見直しを含めて新しい若い優秀な職員の採用を積極的にお願ひしておきたいというように思います。

要望だけしておきます。

○議長（川田 裕君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 討論はないようでございますので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第5号、令和4年度奈良県広域消防組合一般会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案を全て終了いたしました。

管理者閉会挨拶

○議長（川田 裕君） 令和4年奈良県広域消防組合議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始ご熱心に審議賜るとともに、議会運営に協力をいただきましたことを心から厚く御礼を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ここで管理者からご挨拶の申入れがございましたので、これを許可いたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、令和4年度の当初予算をはじめ、重要な議案をご提案させていただきましたところ、議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜り、本日ここに全議案が滞りなく議了いただきましたことに心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

併せまして、全員協議会でもご説明を申し上げましたとおり、3月の各市町村議会におきまして、組合議会の体制の変更に伴います組合規約の変更について、議案の上程をお願いさせていただきました。皆様には、お力添えとご協力をお願い申し上げ、原案を可決いただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（川田 裕君） これをもちまして、令和4年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 川 田 裕

署 名 議 員 伴 吉 晴

署 名 議 員 橋 本 正 博